

## 医療情報取得加算に係る掲示について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

上記の体制により、令和6年6月の診療報酬改定に伴い医療情報取得加算を下記の通り算定します。

### 【マイナ保険証を利用しない】

#### 【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意しない場合】

初診時 医療情報取得加算1 3点（月1回）

再診時 医療情報取得加算3 2点（3ヶ月に1回）

### 【マイナ保険証を利用し、診療情報提供に同意した場合】

#### 【他の医療機関からの紹介状を持参された場合】

初診時 医療情報取得加算2 1点（月1回）

再診時 医療情報取得加算4 1点（3ヶ月に1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

2024年6月1日

社会医療法人若竹会

セントラル総合クリニック